

マリアの園短期入所生活介護事業

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人聖マルチンの家が開設する特別養護老人ホームマリアの園併設指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）は適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護の提供にあたる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、キリスト教精神に基づき、人格を尊重し、要介護者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 特別養護老人ホームマリアの園
(マリアの園短期入所生活介護事業所)
- 2 所在地 香川県小豆郡小豆島町草壁本町字上蔵田1番地13

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する従業者は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管 理 者 1名 (併設施設の施設長と兼務)
施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 副 施 設 長 1名 (介護支援専門員・介護職員兼務)
施設長の業務を補助する。
- 3 生 活 相 談 員 1名以上
利用者の生活相談、その他の援助を行う。又、入退所等に係る業務に従事する。
- 4 介 護 職 員 20名以上
利用者の介護・日常生活の世話、レクリエーション等の提供並びに環境整備を行う。
- 5 看 護 職 員 2名以上
利用者の健康状態の把握・必要な処置を行う。
- 6 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練の提供に当たる。
- 7 介護支援専門員 1名以上
施設サービス計画の作成とその進行管理及び評価を行う。

- 8 医師（嘱託医） 1名（非常勤）
利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。
- 9 栄養士 1名以上
献立作成、調理員の指導等の給食業務全般並びに栄養指導に従事する。
- 10 調理員 5名以上
給食等の提供に当たる。
- 11 事務職員 1名以上
必要な事務を行う。

※上記従業者は介護老人福祉施設と兼務

（利用定員）

第5条 利用定員は5名とする。ただし、災害時等においては、定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

（内容、手続きの説明及び同意）

第6条 短期入所生活介護の内容と利用料は次のとおりとする。

1 内容

- （1）ア 日常生活上の援助
イ 日常生活動作の能力に応じて必要な介助を行う。
- （2）機能訓練（日常動作訓練）
- （3）介護サービス
- （4）健康状態の確認
- （5）送迎（利用者の必要に応じて）
- （6）食事サービス
- （7）入浴サービス
- （8）その他利用者に対する便宜の提供

- 2 事業所は、サービス提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、この規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

（利用料等）

第7条 指定短期入所生活介護の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定受領サービスであるときは、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- （1）送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）。
- （2）滞在費（日額）
個室（従来型） 1,650円
- （3）食費（日額） 1,600円
食費1,600円の内訳（朝食：300円、昼食：700円、夕食：600円）
- （4）滞在費、及び食費については保険者より利用者の負担限度額を記載した「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた場合、介護保険負担限度額認定証記載の額とする。

介護保険負担限度額認定証記載の額との差額は、特定介護サービス費として介護保険より受領する。

(5) 利用者負担第3段階の利用者で社会福祉法人による利用者負担軽減制度の適用について保険者が認めた利用者については、前項の指定介護福祉サービス利用料の25%を軽減する。

(6) その他、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要とするものに係る費用であって、利用者の負担とされることが適当であると認められるものについては、その実費。

(7) おやつ代(日額) 100円

(8) テレビレンタル料(日額) 50円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又その家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名)を受けることとする。

4 事業所は本条2項で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用に改定にあたっては、介護保険制度の改正内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改定するものとし、利用者又は身元保証人に改定の考え方を書面で説明し、書面での同意を受けた上で改定するものとする。

5 サービスの提供に当たっては、あらかじめ当事者間で打合せをし、費用その他について同意を得るものとする。

(施設サービスの取扱い)

第8条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は、悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況に応じて妥当適当に行うものとする。

2 従業者は、サービスの提供に当たっては、施設計画に基づき懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 事業所は、サービスの提供に当たっては、当該利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限するため行為を行ってはならないものとする。

4 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、本人及び家族に対して身体拘束の態様、時間、理由等を説明して承諾を得ることとする。

5 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、身体拘束の態様、時間、理由等を記録し又定期的に評価検討を行い、常にその改善を図るものとする。

(施設サービス計画の作成)

第9条 管理者は、概ね4日以上連続して利用する場合、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき問題を把握しなければならない。

- 3 計画担当介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、施設サービスの内容、注意すべき事項等を記載した施設サービスの原案を作成しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供に当たる他の従業者との連携を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものである。
- 6 第3項から第5項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、小豆島町・土庄町（離島を除く）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、指定介護短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者は、火気の取扱いに注意しなければならない。
- (2) 喫煙の習慣のある利用者は予め定められた場所で喫煙する。
- (3) 利用者は、事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱い要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全の確保に留意するものとする。
- (4) 利用者は、喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (5) 利用者は、事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。
- (6) 外出（病院受診も含む）の必要がある時は家族同伴とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(身体拘束の制限)

第13条 従業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の

心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(緊急時における対応方法)

第14条 従業者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又は当事業所協力医療機関と連絡受診する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書、その他の物件の提供・提出若しくは提示を求め、又は、当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、その提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

5 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防（防災）計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報及び避難訓練
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 従業者の火気使用又は取り扱いに関する監督
- (4) 地震・風水害等、災害発生時の安全措置
- (5) その他防火管理上必要な事項

人為災害を出さない様万全の注意をする。万一災害が発生した時は、当事業所の災害時マニュアルに従い迅速に避難誘導を行い最小限の被害に止めるよう努力する。

(衛生管理及び介護従事者等の健康管理)

第17条 事業所は、施設内及び施設介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、施設介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとする。

- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第19条 管理者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当従業者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、介護予防短期入所生活介護従業者等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内とし、事業所の主任によって行う。又、事業所関係の初任者研修等に参加する。
- (2) 継続研修 事業所関係の研修会等に参加すると共に、1ヶ月1回の施設内研修、又、部署別会議において事例研究等を行い実践的な資質の向上に励むものとする。

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。

- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人聖マルチンの家と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成18年10月 1日から施行する。
この規程は、平成19年 9月15日から施行する。
この規程は、平成20年 9月 1日から施行する。
この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成21年12月 1日から施行する。
この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成23年10月 1日から施行する。
この規程は、平成23年11月11日から施行する。
この規程は、平成24年10月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
この規則は、平成26年 2月 1日より施行する。
この規則は、平成26年 4月 1日より施行する。
この規則は、平成27年 4月 1日より施行する。
この規則は、平成27年 8月 1日より施行する。
この規則は、平成27年10月 1日より施行する。
この規則は、平成28年 4月 1日より施行する。
この規則は、平成28年 9月 7日より施行する。
この規則は、平成29年 4月 1日より施行する。
この規則は、平成30年 4月 1日より施行する。
この規則は、平成31年 4月 1日より施行する。
この規則は、令和 元年10月 1日より施行する。
この規程は、令和 2年 4月 1日より施行する。
この規程は、令和 3年 4月 1日より施行する。
この規程は、令和 3年 8月 1日より施行する。
この規程は、令和 4年 4月 1日より施行する。
この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。
この規程は、令和 6年 4月19日より施行する。
この規程は、令和 7年 3月 1日より施行する。

